

令和 8 年第 6 回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 2 4 日 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室
- 3 出席委員

教 育 長	藤 本 浩 士
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
委 員	宮 本 千 春
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	中 田 宗 伯
教 育 次 長	山 本 亮
総 務 課 長	長 尾 一 史
学校給食センター所長	本 家 信 治
こども育成課長	笠 原 裕 之
学校教育課長	杉 山 建 一
生涯学習課長	万 代 充 彦
スポーツ推進課長	岸 本 年 正
文化財課長	荒 木 幸 治
中央公民館長兼市民会館長	三 上 貴 裕
書 記	宮 本 寛 子
- 5 付議事項

報告 1 7	令和 7 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出 決算について
報告 1 8	赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び 運営等に係るガイドラインの策定について
第 1 8 号議案	赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する 要綱の制定について
報告 1 9	専決処分の報告について
専第 3 号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第 4 号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱につ いて
専第 5 号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱につ いて
専第 6 号	赤穂市部活動地域展開協議会委員の委嘱 について

専第 7 号	令和 8 年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
報告 2 0	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 9 号議案	令和 8 年度赤穂市一般会計補正予算（6 月）について
その他	（1）問題行動、いじめ・不登校の状況について （2）夏季休業中における生徒指導について （3）「学校給食センター探検隊」のお知らせ
第 2 0 号議案	赤穂市認定地域クラブ活動参加者支援金支給要綱の制定について

議 事 録 署 名

教 育 長 藤 本 浩 士

署 名 人 井 本 学 明

署 名 人 大 河 龍 生

令和 8 年第 6 回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第 6 回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。なお、本日狩川図書館長が他の公務のため欠席しておりますことをご報告いたします。

はじめに、令和 8 年第 5 回教育委員会議事録の署名を志水委員と井本委員にお願いします。

(志水委員と、井本委員の署名)

教育長

次に、教育長の報告を行います。

(教育長 報告)

教育長

次に、赤穂市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議事録署名人 2 名を次のとおり指名いたします。

井本委員と大河委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

報告 19 については、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、報告 20 及び第 19 号議案については、同規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他 (1) については、同規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、報告 19 ないしその他 (1) については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。報告 17 「令和 7 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(令和 7 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について、議案 2 ～ 9 ページに基づき説明を行った)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

給食センターが新しくなってから、温かいまま提供されていると聞いて嬉しく思っています。

9 ページの栄養の摂取状況について、中学生のカルシウム摂取の平均値が基準値より低いのが気になります。2020 年に目標数値の見直しがあったことが影響しており、数値を上げられるよう工夫していくとお聞きしましたが、その後も

低いままです。統一献立のため、どうしても中学生が低くなるとのお話でしたが、もう少し工夫いただければと思います。また、廃油の活用について令和6年度が99,000円程だったものが、130,900円となっており、活用が進んでいるのが良かったと思います。

事務局

摂取状況の数値は提供量に対しての数値となっており、食べ残しがあれば基準に満たない、多く食べられれば基準を超えるというような背景があります。また、子どもたちが苦手とする食材に栄養価が高いものが多く、味付けに工夫はしていますが、残食なく食べてほしいとのことから量を制限している面もあります。今年度から栄養教諭の学校訪問の回数を増やしており、調理員も加えながら子どもたちと直接話をすることで、さらに食育に取り組み、不足している項目について100%をめざしてまいります。

教育長

他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、「令和7年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について」の報告を終わります。

次に、報告18「赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドラインの策定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

（ 赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドラインの策定について、議案10ページ、参考資料2～8ページに基づき説明を行った。 ）

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。地域活動で負傷した場合等の責任の所在はどこにあるのでしょうか。

事務局

事故や生徒間トラブルについて、基本的には運営団体が対応しますが、ガイドラインの作成や体制づくりを行っているのは教育委員会ですので、深刻な問題になるようであれば教育委員会が対応します。また、けがの場合の補償は加入している保険会社が行うなど、それぞれに対応していきます。

教育長

他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、「赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドラインの策定について」の報告を終わります。

次に、第18号議案「赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

（ 赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、議案11～21ページに基づき説明を行った。 ）

教育長
委員 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

 1 3 ページの第 1 2 条に定期的に取り組状況等の報告を求め、ヒアリング、現地確認等を行うとありますが、どのような内容を報告してもらうのでしょうか。

事務局 各団体からは毎月活動場所、時間、内容、出席状況について 1 回ごとに報告を上げてもらいます。内容を確認して、場合によっては視察も行います。

委員 様式が決まっていて、どの団体も同じような内容になるということでしょうか。

事務局
委員 そのとおりです。

 令和 5 年に協議会を立ち上げてから、かなり早いスピードで進んできたと思います。今後も様々な課題が出てくると思いますが、速やかな対応をお願いします。

事務局 今年度から事務局の体制を強化し、ガイドラインの策定や研修会の開催などいろいろなことができるようになっていきます。引き続き課題に速やかに取り組んでまいります。

委員 今までは種目ごとに各中学校で 1 チームが大会に参加していましたが、今後は学校ごとではなくなり、同じ種目で複数のチームができる可能性があります。例えば中体連の大会への参加方法について話はできているのでしょうか。

事務局 中体連への登録は認定地域クラブでなくてもできます。登録をしていれば全チーム参加は可能です。

教育長 他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、「赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員
教育長 異議ありません。

 以上のとおりの賛成をもちまして、第 1 9 号議案は、原案のとおり議決されました。

 次に、報告 1 9 「専決処分の報告について」、専第 3 号ないし専第 7 号について、順次事務局の説明をお願いします。

事務局 〔 非公開案件として「専決処分の報告について」説明を行った。 〕

教育長 次に、報告 2 0 「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 〔 非公開案件として「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行った。 〕

教育長 次に、第１９号議案「令和８年度赤穂市一般会計補正予算（６月）について」事務局の説明をお願いします。

事務局 [非公開案件として「令和８年度赤穂市一般会計補正予算（６月）について」説明を行い、その後審議を行った。]
原案承認

教育長 次に、その他（１）「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いします。

事務局 [非公開案件として「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。]

教育長 次に、追加で配布しております議案書その２、第２０号議案「赤穂市認定地域クラブ活動参加者支援金支給要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 （ 赤穂市認定地域クラブ活動参加者支援金支給要綱の制定について、議案書その２に基づき説明を行った ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
ご発言がないようですので、第２０号議案「赤穂市認定地域クラブ活動参加者支援金支給要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第２０号議案は、原案のおおりに議決されました。

次に、その他（２）「夏季休業中における生徒指導について」事務局の説明をお願いします。

事務局 （ 夏季休業中における生徒指導について議案３６～３９ページに基づき説明を行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 夏季休業中、台風等で実施できない場合、アフタースクールの連絡方法はどのようになっているのでしょうか。

事務局 学校のように連絡するシステムがないため、個々に対応することになりますが、利用申込時に保護者の連絡先を聞いていますので、スムーズに対応していきます。

教育長 他にご発言がないようですので、「夏季休業中における生徒指導について」の報告を終わります。

次に、その他（２）「学校給食センター探検隊について」事務局の説明をお願いします。

事務局 （ 学校給食センター探検隊について、議案４０ページに基づき説明を行った ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 現時点での申込者数は何名ですか。
事務局 現在５６名の申込みがあります。
委員 その場合抽選になりますか。
事務局 定員を３０名程度としていますので、抽選になります。
教育長 その他、事務局から報告事項等がありますか。
事務局 （令和８年第７回教育委員会を７月２２日（水）午後２時から
市役所第２庁舎で開催することを報告した。）
教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第６回教育委員会を終了させていただきます。
お疲れさまでした。

（午後３時２０分閉会）